全国児童福祉主管課長会議 (内閣府)

平成20年8月5日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当) 少子·高齢化対策担当

目 次

1.	社会保障の機能強化のための緊急対策 ~ 5 つ の 安 心 プラン ~						
	(1)概	要			•••••	1
	•	2)本	文			••••	10
2.	子育			也域のきずな ま果の公表に		,	25
(別	紙)			パン」キ ロ推進のた&			

1. 社会保障の機能強化のための緊急対策~ 5 つ の 安 心 プラン ~

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1~2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」をとりまとめました。

- 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- 5 厚生労働行政に対する信頼の回復

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

知恵と経験豊かな意欲ある高齢者がいくつになっ ても安心して働ける社会を実現します

- 年金が支給される65歳までの継続雇用を着実に進めます
- → 中小企業を重点に65歳までの雇用機会の確保等に対す る支援を進めます。
- 新しく65歳以上の雇用にも支援を行います
- → 65歳までだった雇用保険事業による企業の雇入れや試 行的雇用を行う企業への支援の対象を65歳以上にも拡大 します。
- 2 雇用以外にも多様な就業や能力発揮の場を作ります
 - → シルバー人材センターでは、女性会員向けの就業先の開 拓を進めます。

また、空き教室等を活用し、地域の高齢者が集い、地域交流や地域貢献を行う拠点(ふれあい広場(仮称))を整備します。

- 年金制度でも高齢者の就労を促進する措置を検討し ます
- → 働きながら年金を受け取られる方々の年金額を調整する 仕組み(在職老齢年金制度)について、働く意欲はあっ ても年金額が調整されるから働かないということにつな がらないように仕組みの見直しを検討します。
 - ※ さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方などの 論点についても検討を進めます。

療養や介護が必要になっても住み慣れた地域や家 庭で生活が送れる社会を実現します

- 医療、介護サービスを一体的に提供できる体制を作り、医療や介護の必要な高齢者の地域での生活を支えます
- → このため、20年中に「安心と希望の介護ビジョン」 (仮称)を策定し、あるべき地域のケアの姿を明らかに します。
- → 認知症について、治療研究を加速するとともに、地域で 適切な医療を提供する体制を整備するなど、医療面での 対策を強化します。
- → 必要な医療療養病床の確保を図りつつ介護療養病床の円 滑な転換が進むよう必要な支援策を講じます。
- 介護に従事する人がやりがいを持って仕事ができる 環境を整え、介護の人手不足を解消します
- → 21年度の介護報酬の見直しを行うとともに、ハロー ワークでも介護労働者の人材確保支援を強化します。
- 安心して住み続けられる住環境の整備も進めていき ます
- → 低所得の高齢者の方が適切な負担で入居できる賃貸住宅 を充実します。
- → 公営住宅やUR都市機構賃貸住宅団地のストックを活用して介護・福祉サービスの拠点を整備するなど、ケア体制の整った住宅を整備します。
- 〇 地域での住民の支え合いの体制も作っていきます
- → 例えば、それぞれの地域で全戸訪問調査を行い、見守り や災害時の支援ができるよう支援マップ作りを進め、高 齢者の孤立死等を防止します。

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急や産科・小児科医療など地域医療とその担い 手を守り、国民の医療に対する不安を解消します

○ 救急患者が医療機関に確実に受け入れられる体制づくりを進めます

- → 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへ財政的に 支援します。
- → ドクターヘリの配備を着実に進めます。
- → 患者の状態に応じて適切な救急医療を行えるよう、医療 機関の「管制塔」となる機能を地域ごとに整備します。

└ ○ 地域の産科・小児科医療を守ります

- → 地域でお産を支えている産科医の手当などへ財政的に支援します。
- → 産科・小児科などの女性医師の離職を防ぎ、復職を支援 するため、院内保育や子育て相談を充実します。
- → 助産師が地域で「院内助産所」や「助産師外来」を開設 することを支援します。

医師養成数を増やし、勤務医の過重労働も改善して、 て、医師不足問題に的確に対応します

○ 医師養成数を増やします

→ 医師養成数を抑制していたこれまでの方針を改め、必要 な医師が確保できるよう、新たな医師養成の在り方につ いて20年度中に結論を出します。

○ 勤務医の過重労働を改善します

- → 勤務医が長時間働かなくても済むよう、短時間正規雇用 や交代勤務制などを医療機関が導入することを財政的に 支援するなど勤務医の処遇改善を図ります。
- → 看護師などの資質向上·役割分担を通じ、医師が本来業 務に専念できる体制にし、業務負担を軽減します。

○ 医師確保が困難な地域などへ医師派遣を進めます

- → へき地に派遣される医師の手当などへ財政的に支援します。
- → 地域の医療機関の協力による医師派遣の取組みを強化します。
- → 臨床研修制度を見直し、医師不足が深刻な地域や産科・ 小児科・救急医療などへ貢献する臨床研修病院を積極的 に評価して研修医が集まりやすくします。

てれらの措置を着実に実施するとともに、診療報酬の見直しを検討します(平成21年度中) 産科医療補償制度の創設、医療安全調査委員会(仮称)の設置に向けた検討を進め、医療リスクに対する支援体制を整備します

難病に対する研究について対象疾病を拡大するとともに医薬品等の安全対策と研究開発を進めます

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

保育サービス等の子育てを支える社会的基盤を整備します

○ 認定こども園の抜本的な改革を進めます

- → 「こども交付金」を新たに創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた財政支援のあり方を検討します。
- → 認定こども園の制度改革について検討し、20年度中に 結論を得ます。
- ○「新待機児童ゼロ作戦」を推進します
- → 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心 に、従来からの保育所定員の増員に加え、保育所、分園 の緊急整備を促進します。
 - ※ 平成22年度までに3歳未満児の利用割合を26%に引上げ
 - ※ これらの目標の実現のためには、一定の財政投入が必要 (そのためには必要な負担を次世代に先送りすることのない よう、必要な財源はその時点で手当)
 - → 延長保育等の多様な保育サービスを提供します。

- 家庭的保育(保育ママ)を大幅に拡充します
- 育児不安を抱える家庭等すべての家庭を支援します
- → 一時預かり事業等を拡充するほか、虐待を受けた子ども や障害を持った子どもへの支援を行います。
- 兄弟姉妹のいる家庭等に配慮します
- → 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減の検討や同じ保育所へ の優先入所を進めます。
- 児童福祉法等改正法案(保育ママの制度化等)の臨時国会への再提出とともに、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討を進めます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現します

- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」や「行動指針」に基づく取組を進めます
- → 「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進など官民一体となった国民運動を展開します。また、仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成を支援します。
- → 育児期の短時間勤務制度の強化など育児・介護休業法の見直しを検討します。

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

フリーター等の若者、パートや有期契約等の非正規労働者の安定した雇用・生活を実現します

- フリーター等の若者が早急に安定就職できるよう支援します
- → 年長フリーター、30代後半の若者を重点に、試行的雇 用制度を活用するなど、就職促進から職場定着までの一 貫した支援を集中的に進めます。
- パートや有期契約の労働者について、正社員化や均 衡処遇の確保を進めます
- -5 → 正社員化に取り組む企業への支援に加え、短時間正社員 制度やフルタイムで働く有期契約の労働者への正社員と 共通の処遇制度を導入する企業に対する支援を行います。
 - 住居のない不安定就労者の雇用と生活を総合的に支援します
 - → ネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者に対して、 入居費用・生活資金の貸与等の支援を行います。
 - 非正規労働者に対する健康保険や厚生年金の適用も 進めていきます
 - → 現在国会で継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指します。その後、更に社会保険が適用される者を増やす方策について検討します。

非正規労働者、ニートの方々の安定した就職、自立 生活につながる能力開発を支援します

- ○「ジョブ・カード」(座学と実習を組み合わせた訓練の実施、職務経歴や職業訓練、能力評価等の情報を 就職活動に活用する仕組み)制度を整備し、支援を充 実します
- → 訓練期間中の生活保障のための給付ができる仕組みを創 設し、参加企業への支援を抜本的に拡充します。
- ニートの方々の自立に向け、支援を充実します
- → 地域若者サポートステーションの箇所数を増やすととも に、地域内の若者支援機関と連携・情報共有を進めます。 また、若者自立塾の訓練メニューを多様化します。

派遣等で働く労働者が安心・納得して働けるよう労働者派遣法制の見直し等を行います

- 日雇派遣の規制等派遣労働者の待遇の改善を図りま す
- → 労働者派遣法の改正法案の臨時国会への提出を目指します。また、偽装請負や違法派遣の一掃に向けて指導監督 を徹底します。

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った行政を推進し、国民の理解を得、信頼を回復できるよう、厚生労働行政全般について総 点検し、その在り方について検討します

○ 国民の目線に立った厚生労働行政の総点検を行います

→ このため、厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会(仮称)を立ち上げ、主な点検の方 向性について整理し、改善策などについて議論します。

懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体化につなげていきます。

〔検討のイメージについて〕

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、 国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任(行政の適正性)
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など(行政の正確性・効率性)
- ・問題解決型組織への転換など(行政の危機管理能力)

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化。

5つの安心プランの主な課題の現状と具体的施策(例)

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

《高齢者雇用》

[現 状]

- 高齢者雇用義務(現在は63歳まで)の実施状況 大企業 98.1% 中小企業 91.8%
- 65歳以上定年企業等の割合 37%
- 在職老齢年金一部又は全部支給停止対象者 約130万人(このうち60歳代前半の対象者90万人)
- 60歳代労働力率と見通し

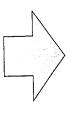
60~64歳男 70.9%(2006)→96.6%(2030)

65~69歳男 47.6%(2006)→63.9%(2030)

《高齢者の住環境の整備》

[現 状]

- 高齢者向け賃貸住宅のストック
 - ·公営住宅219万戸 (うち高齢者(60歳以上)世帯入居103万戸)
 - ·UR賃貸住宅77万戸 (うち高齢者(65歳以上)世帯入居26万戸)
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅 2.6万戸
- 多摩ニュータウン等における急速な高齢化の進行
 - ·永山地区 入居当時(S48)1% → 現在(H19)20%
- 高齢者のいる住宅のバリアフリー化率
 - 「手すりの設置」+「段差解消」 28.9%
 - ・上記2点+「廊下幅が車いす通行可」6.7%
 - ・借家における対応が立ち遅れ (上記3点全てに対応 持家7.3%、借家2.6%)



[具体的施策]

- 65歳までの継続雇用を着実に進めるための、中小企業 事業主への支援策の拡充
- 65歳以上の高齢者を雇い入れた企業に対して新たに支 援を実施
- 在職老齢年金について、年金財政への影響も考慮しつ つ、基準額の見直しなどを検討

これらによって、いくつになっても安心して働ける社会を実現

[具体的施策]

- 高齢者が適切な負担で入居できるバリアフリー化された 賃貸住宅ストックの充実
 - ・借上げを含む多様な方式による公営住宅の供給
 - ·UR賃貸住宅におけるバリアフリー化等の充実
 - ・高齢者向け優良賃貸住宅制度の拡充
- 福祉施策とも連携した高齢者の居住の安定の確保のための自治体における計画の策定などに関する法整備の検討(次期通常国会への提出を目指す。)



これらによって、バリアフリー化されたケア付き住宅などの供給を促進し、高齢者の居住の安定を確保

7

健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

《救急医療体制》

「現 状]

- 救急自動車による搬送人数の増加 325万件(H8) → 496万件(H17)
- 救急車搬送患者中の軽症者の数及び割合の増加 163万件[50.1%](H8) → 258万件[52.1%](H17)
- 救急車で病院等に収容するまでの所要時間の増加 21.5分(H元) → 32分(H18)
- 救急搬送の受入れ体制(産科・周産期傷病者) ・5回以上の照会が受入れに至らなかった件数 59件(0.24%)(H16)→220件(0.63%)(H18)
- ○ドクターへリの整備件数 13か所(H20.2)

《産科・小児科医療の確保》

「現 状]

- 産婦人科医・産科医や分娩取扱施設の減少
 - · 医師数 11,264人(H8) → 10,074人(H18)
 - ·分娩取扱施設 3,991施設(H8)→2,933施設(H17)
- 小児科医師数の伸びを上回る小児救急患者の伸び
 - ·医師数 13,781人(H8) → 14,700人(H18)
 - ・医師1人当たりの救急搬送児童数 14.7人(H8) → 19.1人(H18)
- 産科・小児科医師における女性医師の増加
 - ·女性医師割合 全医師17.2%

産婦人科23.0%、小児科31.2%

(25~29歳のみでは産婦人科73.1%、小児科50.1%)

「具体的施策」

- 患者の状態に応じて適切な救急医療を行うため、地域 ごとに「管制塔」となる機能を整備、患者受入コーディ ネーターの配置
- 救急患者の受入れの多い医療機関への支援、夜間・休 日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援を 創設
- 三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターへリ配 備に対する支援の拡充

これらによって、地域全体で救急患者の受入れを確 実に行うことのできる体制を整備

[具体的施策]

- 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的 な支援、出生数の少ない地域の産科医療機関に対する 支援、院内助産所や助産師外来開設への支援
- 女性医師の離職の防止、復職の支援(院内保育や子育 て相談の充実)
- 産科・小児科等に貢献する研修病院の評価等臨床研 修制度の見直し
- 医師養成数の増加(新たな医師養成の在り方について 検討し20年中に結論)
- 現に医師不足の生じている地域・診療科に対する緊急 的な医師派遣機能の強化

これらによって、地域の産科・小児科医療を確保



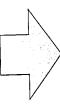


3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

[現 状]

- 認定こども園数 229施設(H20.4)
 - ·19年4月時点での申請見込み約2,000件に対して認 定数が少ない
 - ·会計処理や申請手続きの重複、省庁間や自治体部 局間での連携等について改善を求める声
- 保育所待機児童数 1.8万人(H19)
 - ・待機児童数の7割は0~2歳児
 - · 首都圏、近畿圏、沖縄等の74の特定市町村に待機 児の7割が集中



[具体的施策]

- 当面の対応として、「こども交付金」の創設による幼稚園、 保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援、交付金の 申請・執行の一本化の推進
- 認定こども園の制度改革に向けた検討(今年度中に結 論)
- 待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄)を中心と した重点的な保育所の緊急整備、家庭的保育(保育ママ)の大幅拡充など保育提供手段の多様化

これらによって、希望するすべての人が安心して子 どもを育てながら働ける環境を整備

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

《非正規労働者の安定雇用》

[現 状]

- 年長フリーター、30代後半の不安定就労者の増加 (パート・アルバイト及びその希望者の推移)
 - ·15~24歳 119万人(H15)→89万人(H19)《減少》
 - ·25~34歳 98万人(H15)→92万人(H19)
 - ·35~44歳 29万人(H15)→38万人(H19)《増加》
- 労働者派遣の増加
 - ·労働者派遣事業所 2.2万(H15)→5.2万(H18)
 - ·派遣労働者数 236万人(H15)→321万人(H18)
 - ·33.2%が「正社員として働きたいが就職先がみつからない」ことを理由に派遣で働く(登録型)
- 指導監督件数の増加(違法派遣、偽装請負等)
 - ·文書指導実施件数 1,002件(H15)→6,524件(H19)

[具体的施策]

- 年長フリーター(25~34歳)及び30歳代後半の不安定 就労者を重点においた「フリーター等正規雇用化プラン」 (仮称)の推進
- ジョブ・カード制度について、フリーター等が安心して同制度による職業訓練を受けることができるよう、訓練期間中の生活保障の給付ができる仕組みを創設、参加企業に対しても支援するなど、制度を整備・充実
- 日雇派遣の規制等派遣労働者の待遇改善を図るため 労働者派遣法改正法案の臨時国会への提出を目指す ほか、偽装請負や違法派遣に対する指導監督を徹底

これらによって、非正規労働者の安定した雇用・生活を実現



社会保障の機能強化のための緊急対策 ~5つの安心プラン~

平成20年7月29日

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。 これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1~2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策~5つの安心プラン~」をとりまとめました。

- ① 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- ②健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- ③ 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- ④ 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- ⑤ 厚生労働行政に対する信頼の回復

目 次 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会 1 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 4 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会 8 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会 12 5 厚生労働行政に対する信頼の回復 14

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

人口減少時代を迎える中で、健康現役社会を実現するため、いくつに なっても安心して働ける環境整備を図るとともに、地域で希望を持ち健康 で質の高い生活が送れるよう医療・介護・福祉サービスの充実を図る。

①知恵と経験豊かな高齢者が年齢に関係なく働ける環境整備、経験を 活かした新規事業の立ち上げ支援等

65歳までの継続雇用の着実な推進、65歳以上の高齢者への雇用支援策の拡充、多様な就業による生きがい対策の推進等により、知恵と経験豊かな意欲のある高齢者がいくつになっても働ける社会を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- 〔高年齢者雇用安定法における企業の雇用確保の対象年齢の引上げ措置の定着〕《厚生労働省》
 - ○対象年齢引上げに向けたハローワークによる指導の徹底及び中小企業における65歳までの 雇用機会の確保等に対する支援
- [定年後の処遇体系の見直しの促進]《厚生労働省》
 - ○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援
- [雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の拡充]《厚生労働省》
 - ○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援
- [「70歳まで働ける企業」支援の拡充]《厚生労働省》
 - ○先端的な取組により高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援
- [テレワークの普及・促進]《総務省、厚生労働省、国土交通省》
 - ○高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進するため、テレワーク の普及促進の実施
- [高齢者の知識・経験を生かした就業・起業支援]《経済産業省、厚生労働省》
 - ○経験の豊かな企業のOBと中小企業等とのマッチングの推進、団塊世代等の高齢者を対象とした再就職支援や起業支援へのワンストップサービスの実施等
- [シルバー人材センター事業の充実]《厚生労働省》
 - ○生活圏域内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等
- [ふれあい広場(仮称)事業の推進]《厚生労働省》
 - ○空き教室等身近な地域資源を活用した、地域の高齢者が集い、それぞれの得意分野を生かした地域貢献と相互交流を促進する拠点づくり

【21年度税制改正要望を予定】

- [高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討]《厚生労働省》
 - ○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等[所得税・法人税等]

【制度的な見直しを検討】

- [意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討]《厚生労働省》
 - ○高年齢者雇用促進の観点からの在職老齢年金制度の見直しの検討
 - ※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

- [募集・採用における年齢差別禁止の徹底]《厚生労働省》
 - ○都道府県労働局・ハローワークにおける指導等の徹底
- ②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための 医療・介護・福祉サービスの充実や地域づくり

在宅での医療サービスの提供、介護との連携、地域コミュニティでの生活支援 に係る体制の整備と人材の確保を進め、療養や介護が必要な状態でも住み 慣れた地域や家庭で質の高い生活が送れるよう、あるべき医療・介護・福祉 サービスの全体的な姿を明らかにし、その実現に向けた取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- [住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実]《厚生労働省》
 - ○切れ目のない療養を支援するためのネットワークの構築、広域対応型訪問看護ネットワークセンターの設置、居宅での緩和ケアに関する専門研修の実施等在宅医療を担う人材の養成
- [認知症の方が安心して生活することができるための対策の推進]《厚生労働省》
 - ○認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置、認知症介護の専門家等が対応するコールセンターの整備など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高めるための総合的な取組を行うプロジェクトの推進
- [介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援]《厚生労働省》
 - ○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化
 - ○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所 に対する支援
- [福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進]《厚生労働省》
 - ○新たに福祉·介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援
- [地域のつながりにより表面化しにくい生活上の様々な課題を早期発見し支援する体制づくり] 《厚生労働省》
 - ○孤立死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくり等
- [低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進]《国土交通省》
- ○低所得の高齢者が適切な負担で入居可能な公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の供給を促進 [ケア付き住宅の整備促進]《国土交通省、厚生労働省》
 - ○高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、 公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備(安心住空間創出プロジェクト)とケア付 き住宅の整備を促進
- [地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進]《経済産業省》
 - ○ソーシャルビジネスの普及やソーシャルビジネスを担う人材の育成、ノウハウの他地域への移転 の支援等

【制度的な見直しを検討】

- [高齢者の居住の安定確保] 《国土交通省、厚生労働省》
 - ○自治体による計画の策定など、高齢者の居住の安定確保に必要な措置を講ずるための法整 備を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す

【20年度中に検討】

- [「安心と希望の介護ビジョン」(仮称)の策定]《厚生労働省》
 - ○認知症や1人暮らしの高齢者の増加等に対応した地域ケアの構築、介護従事者の人材確保、 重介護や医療ニーズを抱えた高齢者の地域での生活を支える医療、介護サービスの一体的提供(地域包括ケア)の実現等の課題に対したあるべき地域のケアの姿を提示(20年中)

[介護報酬等の見直し]《厚生労働省》

○サービス提供体制の改革と介護従事者の人材確保に資する適切な介護報酬等の設定

【20年度中に対応を検討】

[介護予防の効果的な推進]《厚生労働省》

○介護予防サービスによる高齢者の心身の状態及び活動状況等の変化並びに費用対効果の分析、その結果を踏まえた効果的な介護予防の展開の検討

[地域コミュニティ活動の連携の場の構築支援]《総務省》

○地域によって異なるコミュニティの機能・役割に応じた連携・協力の「場」についての調査・研究 と今後の施策の方向性の検討

[地域ケア体制の計画的な整備の推進]《厚生労働省》

○地域に必要な医療療養病床の確保を図りつつ、療養病床の転換を円滑に進め、地域ケア体制整備構想及び第4期介護保険事業(支援)計画に基づく地域ケア体制の計画的な整備を推進するため、介護療養型老人保健施設の経営や入所者の実態について調査を行い、必要に応じて介護報酬を適宜見直すなど必要な支援策の検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

[有料老人ホームやケアハウス整備の促進]《厚生労働省》

○地域介護・福祉空間整備交付金等を活用した、学校等の余剰公共施設の転用による民活型 でのケアハウス等の整備促進

[介護従事者のキャリアアップと事務負担の軽減]《厚生労働省》

- ○介護従事者のやりがいを高めるための研修の確保等キャリアアップの仕組みの構築
- ○事務手続・書類の削減・簡素化

[福祉用具の開発の推進]《厚生労働省、経済産業省》

○研究開発助成の充実による福祉用具の実用化・商品化の促進

③その他

[確定拠出年金制度の見直し]《厚生労働省、経済産業省》

- ○掛金拠出年齢上限(企業型)を60歳から65歳に引き上げるため、継続審議中の被用者年金 一元化法案の早期成立を目指す
- ○拠出限度額の引上げ、企業型確定拠出年金における従業員による掛金拠出(マッチング拠出)の導入、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(21年度税制改正要望予定)

[リバースモーゲージの普及促進]《国土交通省》

〇民間金融機関によるリバースモーゲージ(住宅改良資金融資)に対し、住宅金融支援機構による融資保険制度の適用を拡充(21年度概算要求予定)

[高齢者等の住み替え支援]《国土交通省》

- ○高齢者等の住み替え支援(高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸し、高齢者等 は高齢期に適した住まいへの住み替え等を行う)について、モデル事業(18~20年度)の成果の 提供と住み替え支援の普及
- 〇住宅金融支援機構による証券化支援事業(フラット35)の拡充(住み替え先の住宅の建設・購入資金への融資に係る要件緩和等)(20年度に措置)

[高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等]《厚生労働省》

○長寿医療制度の見直しに関する政府・与党協議会の決定(20年6月)に基づく、保険料の軽減対策や年金からの保険料支払いの見直し(口座振替への切り替え)等の着実な実施(20年末までに検討)及び今後の与党における検討を踏まえた対応

[高額療養費の現物給付化及び高額医療・高額介護合算制度の周知]《厚生労働省》

○20年度より設けられた高額医療・高額介護合算制度、19年度から70歳未満の方に拡大された入院等に係る高額療養費の現物給付化について周知

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足 や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に 対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられる よう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取 組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能 低下への対応等の課題に対して講ずべき方策

地域の医療機関の連携、消防機関との連携や患者・家族等地域住民の協力 により、救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療を地域全体で支 え、確保するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[救急医療を担う医師の支援]《厚生労働省》

○夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設(2一③に再掲)

[救急医療の充実]《厚生労働省、総務省》

- ○救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援の創設
- ○小児初期救急センターや救急医療支援センターの運営に対する支援の創設
- ○三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターへリ配備に対する支援の拡充等

[管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成]《厚生労働省》

○平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備

[救急医療機関での受入れを確実なものとする支援策の実施]《厚生労働省》

○診療所医師の活用による第二次救急医療機関への支援等

[医療機関と消防機関の連携強化]《厚生労働省、総務省》

○救急医療機関等への患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入医療体制についての 実態調査の実施及び調査結果のメディカルコントロール協議会における検証の実施

[夜間・救急医療の利用の適正化]《厚生労働省》

○軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化、救急車の適切な利用に関する普及啓発等

[産科医療を担う医師の支援]《厚生労働省》

○地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

[産科・小児科医療の確保]《厚生労働省》

- ○女性医師·看護師等の離職防止·復職支援、院内助産所·助産師外来開設のための支援、 出生数の少ない地域における産科医療機関に対する支援等
- ○産科医療補償制度の創設と運営(2-④に再掲)

[住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実]《厚生労働省》(1-②の再掲)

【20年度中に対応を検討】

- [公立病院に関する財政措置のあり方等の検討]《総務省》
 - ○「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会」における不採算地区病院、産科·小児科医療等に関する財政措置の検討と地方財政措置への反映

[公立病院改革の推進]《総務省》

- ○各地方公共団体における経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定と実施
- ②臨床研修病院の機能強化、病院・診療所のネットワーク化等医師不足 に対して講ずべき対策

限られた医療資源を有効に活用するよう地域の医療機関が協力しそれぞれの 得意分野を活かし、地域全体で完結する「地域完結型医療」を推進するととも に、医師養成数の増加や臨床研修制度の見直し等により、医師不足問題に対 して的確に対応する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定等)】

[医療連携ネットワークの構築]《厚生労働省、文部科学省、総務省》

○がん、脳卒中、救急医療など医療計画に定められた4疾病5事業に係る地域レベルでの医療 連携体制の推進、国立高度専門医療センターの独法化及び都道府県の中核的な医療機関等 との連携の推進等

[臨床研修制度の見直し]《厚生労働省》

○研修医の受入数の適正化を図るための臨床研修病院の指定基準の改正、医師不足が深刻な地域や産科・小児科・救急医療などへの貢献等を行う臨床研修病院等の積極的な評価等

[大学の医学教育環境の整備]《文部科学省》

- ○医師養成数の増加に伴う教育環境(学生の実習環境や指導体制等)の整備のための支援
- ○大学病院が医師、コメディカルスタッフの養成機能を強化するための方策の充実
- ○地域医療に貢献する大学への支援
- [診療科間・地域間のバランス改善] 《厚生労働省、文部科学省、総務省》
 - ○診療科間・地域間のバランス改善のための具体的方策の検討
- [医師確保困難地域への医師派遣]《厚生労働省》
 - ○地域の医療機関の協力による医師確保困難地域への医師派遣の実施への支援
- [へき地医療を担う医師の支援]《厚生労働省》
 - ○へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

【20年度中に対応を検討】

[医師養成数の増加]《厚生労働省、文部科学省》

○医師養成数の過去最大程度までの増員についての具体的な方策の検討と新しい医師養成の 在り方に関する検討の実施

【20年度における事業実施、運用改善等】

[診療科間のバランス改善] 《厚生労働省》

- ○医療法配置標準の見直し
- ○麻酔科標榜制度の見直しの検討

③勤務医・看護師等の役割分担の見直し等勤務医の過重労働を緩和する方策

勤務形態の多様化、本来業務に専念できる体制の構築を通じて、勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援、離職防止・復職支援を進め、勤務医の過重な労働の緩和を図る。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- [勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減]《厚生労働省》
 - ○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制等を導入する病院に対する支援
- [勤務医等が本来の業務に専念できる体制の構築]《厚生労働省》
 - ○メディカルクラークの普及、医師と看護師等の業務分担と連携の推進
 - ○医師等と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成
 - ○院内助産所及び助産師外来開設の支援

[特に業務負担の多い勤務医等に対する支援]《厚生労働省》

- ○夜間·休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設、地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設、へき地に派遣される医師の手当などへの財政的支援の創設、救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援(再掲)
- [女性医師・看護師等の離職防止・復職支援]《厚生労働省》
 - ○短時間正規雇用や交代勤務制・変則勤務制を導入する病院への支援(再掲)
 - ○医療機関に勤務する女性医師等の乳幼児の保育に対する支援
- ④上記①から③を実施するために必要な環境整備(診療報酬体系の見 直しや医療経営の近代化等)

【制度的な見直しの検討等】

[医療リスクに対する支援体制の整備]《厚生労働省》

- ○産科医療補償制度の創設(21年1月)と運営
- ○医療安全調査委員会設置法案(仮称)の国会提出
- ○裁判外紛争解決制度の活用の促進、医師等と患者·家族の意思疎通を図る相談員の育成 (再掲)、医療事故情報収集の充実等

【20年度における事業実施、運用改善等】

[医療のIT化]《総務省、厚生労働省》

○レセプトオンライン化、電子カルテ導入等の医療分野のIT化の推進、地域医療充実のための遠 隔医療への支援

[地域医療情報連携システムの実証事業の実施]《経済産業省》

○医療機関と行政機関の情報共有により共同で妊婦を見守る仕組み(妊婦モバイル支援システム等)の検討

【次期診療報酬改定に向けての検討(21年度中)】

[診療報酬の見直しの検討]《厚生労働省》

○サービス提供体制の改革と地域医療の確保等のために必要な診療報酬の見直しの検討

⑤医療従事者と患者・家族の協働の推進、安全対策と研究開発の推進 等

医療従事者と患者・家族の相互理解を深め、両者の協働を推進し、国民みんなで支える質の高い医療の実現に資する。また、難病に対する研究を推進するとともに、医薬品等の安全対策と研究開発を推進する。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[医療従事者と患者・家族の意思疎通を図る相談員の育成]《厚生労働省》(2-④の再掲)

- [難病に対する研究の推進]《厚生労働省》
 - ○難治性疾患克服研究事業の対象疾病の拡大
- [医薬品等の安全対策の充実・強化]《厚生労働省》
 - ○医薬品等の安全対策の充実・強化による健康被害の再発防止
- [革新的医薬品・医療機器の研究開発の推進]《厚生労働省、文部科学省、経済産業省》
 - ○医薬品・医療機器等の開発に係る研究資金等の重点化
- [健康であり続けるための医療技術・福祉機器開発等]《厚生労働省、経済産業省》
 - ○アルツハイマー病診断技術、高齢者転倒防護装置の開発に向けた研究等の推進

【20年度における事業実施、運用改善等】

- [医療従事者と患者・家族の協働の推進]《厚生労働省》
 - ○救急医療の利用、妊婦健診の適切な受診等についての普及啓発

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実のかい離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができる社会を実現する「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間(※)の取組を推進するほか、 様々な家庭における子育てを支える社会的基盤の整備を推進する。

- (※)集中重点期間(平成20~22年度)の目標
 - 1 保育サービス
 - 顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%(※10年間で20%→38%)に引き上げる。
 - 2 放課後児童クラブ
 - 放課後児童クラブについても、その提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
 - ※これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要(そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、 必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(I) ~認定こども園の抜本的改革》

【21年度における当面の対応(概算要求予定)】

[「こども交付金」の創設等]《厚生労働省、文部科学省》

- ○集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討
- ○国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

[認定こども園の制度改革]《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

○地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討 (平成20年度中に結論を得る)

【20年度における事業実施、運用改善等】

- [二重行政の解消]《厚生労働省、文部科学省》
 - ○会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のと りまとめ・推進による二重行政の解消

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ~保育サービス等の充実》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした重点支援]《厚生労働省、内閣府》

○従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策(20年度中の対応も検討)等の実施

[保育サービスの提供手段の多様化]《厚生労働省、文部科学省》

- ○家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充、事業所内保育施設の地域への開放・助成期間の見直し
- ○事業所内保育施設や自治体単独の保育施設等を活用した休日・夜間保育の促進
- ○NPO等の多様な主体による地域子育て支援·一時預かりの支援·奨励
- ○幼稚園における預かり保育等の支援・奨励

[延長保育の充実]《厚生労働省》

○保育所の開所時間の延長の促進

[病児・病後児保育の充実等]《厚生労働省》

- ○病児・病後児保育の実施箇所の増加、保育所への看護師の配置の推進
- ○ファミリー・サポート・センターの機能強化(病児・病後児の預かり等)

[保育の質の向上]《厚生労働省》

- ○保育士資格保有者の再就職支援のための研修等の実施
- [「放課後子どもプラン」の推進]《厚生労働省、文部科学省》
 - ○「放課後子どもプラン」等に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進
- [放課後児童クラブの質の改善]《厚生労働省》
 - ○大規模クラブの解消、開設時間の延長等

【制度的な見直しを検討】

[家庭的保育(保育ママ)の制度化]《厚生労働省》

○家庭的保育(保育ママ)の制度化について、児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出 を目指す

【20年度における事業実施、運用改善等】

- [「放課後子どもプラン」の更なる一本化]《内閣府、厚生労働省、文部科学省》
 - ○放課後児童クラブ・放課後子ども教室の更なる一本化の方向での改善策の検討

[子育てサービス利用における運用改善]《厚生労働省》

- ○保育所入所決定時期の早期化を図る予約制の導入により年度当初以外の入所を可能とする 等利用者の立場に立った取組の推進
- ○放課後児童クラブの先進的な取組事例の収集・周知

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- [一時預かり事業等の拡充]《厚生労働省》
- ○地域密着型の一時預かり事業、地域子育て支援事業の拡充
- ○生後4か月までの全戸訪問事業等の全市町村での実施の推進

[子ども一人一人の子育て支援]《厚生労働省》

- ○子ども一人一人の子育て支援をコーディネートする支援員の養成
- ○地域子育て支援拠点の活用による地域ぐるみの子育て支援の促進

[社会的養護体制等の拡充]《厚生労働省》

- ○児童養護施設の小規模化、一時保護所を含めた児童相談所の体制強化等の推進
- [発達障害者支援等の充実]《厚生労働省》
 - ○発達障害者個々人に応じた支援計画の実施状況の調査や評価等を実施する事業を拡充

[地域における家庭教育支援基盤の形成]《文部科学省》

○「家庭教育支援チーム」の設置による、家庭教育支援基盤形成の促進

【制度的な見直しを検討】

[各種子育て支援事業の制度化等]《厚生労働省》

○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、生後4か月までの全戸訪問事業、ファミリーホー ム事業(虐待を受けた子ども等を養育者の住居で養育する事業)の制度化、子どもを守る地域 ネットワークの機能強化等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す 9

[障害児支援・発達障害者支援等の充実]《厚生労働省》

- ○障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
- ○発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の 整備、児童思春期精神科医療の実地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

[子育て支援サービス利用における運用改善]《厚生労働省》

○地域子育て支援拠点事業の啓発パンフレットの作成・配布、多様な主体の参画の促進

[商店街におけるサービス]《経済産業省》

○商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・ 運営への支援

[子どもの事故防止]《経済産業省》

○子どもの事故情報の収集·分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[保育料等の軽減]《文部科学省》

- ○幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
- ○幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

[教育費負担の軽減]《文部科学省》

- ○独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
- ○私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免へ の支援
- ○家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討
- [住宅における支援]《国土交通省》
 - ○子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

[保育料の軽減]《厚生労働省》

○保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

[育児・介護休業法の見直し]《厚生労働省》

○子の看護休暇制度を子どもの人数に配慮したものとする等の育児·介護休業法の見直しの検 討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

[兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫]《厚生労働省》

- ○地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
- ○保育所等を活用した放課後児童対策の奨励

[住宅における支援]《国土交通省》

- ○大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域 の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
- ○高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取 組を支援(再掲)
- ○UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
- 〇住宅金融支援機構の証券化支援事業(アラット35)における親子ルー返済制度の推進

[その他]《内閣府、警察庁》

- ○「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する 視点を考慮
- ○安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

- [包括的な次世代育成支援の枠組みの検討]《厚生労働省》
 - ○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世 代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年中に対応】

- [保育サービスの規制改革]《厚生労働省》
 - 〇子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論
- 《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》
 - [児童生徒の社会保障に関する理解]《文部科学省》
 - 〇小·中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育で中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- [「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等]《内閣府》
 - ○シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンポジウム等の啓発イベントの有機的な連携による 官民一体の国民運動の展開
- 「仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援」《厚生労働省》
 - ○企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援
- [業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定]《厚生労働省》
 - ○所定外労働時間が長い業種、年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特 性を踏まえたプランの策定とその普及促進
- [仕事と生活の調和を推進する都市]《厚生労働省》
 - ○仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援
- [「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築]《内閣府》
 - ○仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供 と企業間の情報交換ができるネットワークの構築・

【制度的な見直しを検討】

- [次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進]《厚生労働省》
 - ○中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等を内容とする児童福祉法等改正法 案の臨時国会への再提出を目指す
- [育児・介護休業法の見直し]《厚生労働省》
 - ○育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児·介護休業 法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

- 「中小企業への支援]《経済産業省》
- ○中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
- ○「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営 者の意識喚起 –21-

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

非正規労働者について、正規雇用との均衡処遇の確保、能力開発支援 策の充実、日雇派遣など労働者派遣法制の見直し等の方策を講じ、非 正規労働者が将来に希望を持ち、安心して働き、生活できる環境の整備 を図る。

①非正規労働者の雇用の安定、社会保険の適用拡大等正規雇用と非正規雇用との均衡処遇の確保

フリーター等の若者が早急に安定した職業に就くことができるようにし、また、 パートタイム労働者や有期契約労働者等の正社員化を含む待遇の改善や、 社会保険の適用拡大を図ること等により、これらの者の将来にわたる安定した 雇用・生活を実現するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

- [フリーター等正規雇用化プラン(仮称)の推進]《厚生労働省》
 - ○年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に、トライアル雇用制度の活用等による就職 促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施
 - ○年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大 に向けた企業の取組の促進
- [パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進等]《厚生労働省》 ○助言指導等による均衡待遇の確保や正社員化に取り組む事業主への支援、短時間正社員制度の導入支援
- [有期契約労働者の正社員化等の支援]《厚生労働省》
 - ○正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援
 - ○有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを活用した相談・指導等の実施
- [住居喪失不安定就労者就労支援事業の推進]《厚生労働省》
 - ○住居喪失不安定就労者(インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等)に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援の実施

【制度的な見直しを検討】

- [非正規労働者に対する社会保険の適用拡大]《厚生労働省》
 - ○継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保険が 適用される者を増やす方策について検討

②非正規労働者の能力開発支援策の充実

非正規労働者やニート等が必要な職業能力を身に付け、安定した職業に就くことにより自立をし、安心して働き、生活できるようにするための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

[ジョブ・カード制度の整備・充実]《厚生労働省》

○ジョブ・カード制度(キャリア・コンサルティングを受けた上で、企業現場・教育機関等で訓練を行い、そこでの能力評価や職務経歴等の情報を就職活動に活用する仕組み)の整備・充実を図るため、訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業への支援の拡充、訓練修了者を常用雇用した企業に対する支援

[二一ト等の自立支援の充実]《厚生労働省》

- ○地域若者サポートステーションを拡充し、自治体や教育機関等との連携によりニート等への支援を強化
- ○若者自立塾の訓練メニューの多様化

[サービス産業能力評価システムの構築]《経済産業省》

○人材の流動性の高いサービス産業において、業界、業種横断的に必要とされるスキルやノウハウを明確化し能力評価の仕組みを整備

[キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システムの開発]《経済産業省》

○キャリア教育民間コーディネーター育成のための研修プログラムの開発等コーディネーターの質と量を確保するための基盤の構築

「地域における人材力の向上を通じた企業立地の促進〕《経済産業省》

○誘致対象産業のニーズを踏まえた地域の人材養成に対する支援

[地域の社会的課題を解決するソーシャルビジネスの推進]《経済産業省》(1-②の再掲)

③日雇派遣など労働者派遣法制の見直し

[労働者派遣法制の見直し等]《厚生労働省》

- ○派遣で働く労働者が安心・納得して働くことができるよう、日雇派遣の規制など派遣労働者の 待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討し、臨時国会への法案提出を目指す
- ○偽装請負・違法派遣の一掃のための指導監督の徹底
- ○ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着 指導の実施

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

国民の目線に立った厚生労働行政の総点検

国民生活に身近な厚生労働行政について、国民の目線に立った行政を推進し、 国民の理解を得、信頼を回復することが急務であることから、厚生労働行政全 般を総点検し、その在り方を検討し、再構築を図る。

[国民の目線に立った厚生労働行政の総点検]《厚生労働省》

- ○厚生労働省において、有識者・大臣等からなる厚生労働行政在り方懇談会(仮称)を立ち上げ、 主な点検の方向性について整理し、改善策などについて議論
- ○懇談会の議論は逐次、業務改善など具体的な動きに反映させ、一刻も早い信頼回復への具体 化につなげる

※検討のイメージについて

厚生労働行政は、国民全てに関わる行政分野として、その関心も高く、それだけに期待・批判も大きい

- ・出生前から死亡後に至るまで、全ての国民の生涯にわたって関わりを持つ行政であること
- ・雇用・社会保険など、全ての国民の生活、生命、健康、生き甲斐に関わりを持つ行政であること
- ・急速な少子化、高齢化という社会保障を巡る厳しい環境の中、保障に必要な財源を確保しつつ、 国民のニーズに的確に対応していくことが求められていること

以上を踏まえ、

- ・国民ニーズの把握・双方向性の確保、政策立案力の向上、国民への説明責任(行政の適正化)
- ・組織統治・管理の仕組み、情報管理体制、業務改善・効率化など(行政の正確性・効率性)
- ・問題解決型組織への転換など(行政の危機管理能力)

など、さまざまな角度・視点から議論いただき、逐次具体化

2. 子育てを支える「家族・地域のきずな」を深める 先進的取組事例調査結果の公表について

子育てを支える「家族・地域のきずな」を深める先進的取組事例調査 結果の公表について

内閣府においては、平成 19 年度、子育てを支える「家族・地域のきずな」を深める先進的取組事例調査を実施し、このたび、調査結果を少子化対策のホームページに掲載することといたしました。

本調査は、子育てを支える「家族・地域のきずな」を深めるために、住民が各世代、 各分野にわたり主体的に取り組んでいる先進的な事例を全国各地から収集・分析し、 事例集としてとりまとめたものです。

具体的には、都道府県及び政令指定都市に事例の推薦をお願いし、その中から有識者からなる研究会において、52の事例に絞り込み、それぞれの活動主体者等へのヒアリング調査を行い、その内容を個表としてとりまとめるとともに、活動内容により「子育て母親支援」、「子育て父親支援」、「子ども交流体験支援」、「まちづくり・地域づくり支援」、「住民同士の地域交流支援」の5つの分野に分類し、その区分ごとに特徴等を分析しました。

少子化対策ホームページ(http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html) の「もっと詳しく知りたい」コーナーの「少子化社会対策に関する調査等」に掲載します。 **掲載は、今月中旬**を予定しております。

なお、10月を目途に、印刷物も作成する予定です。

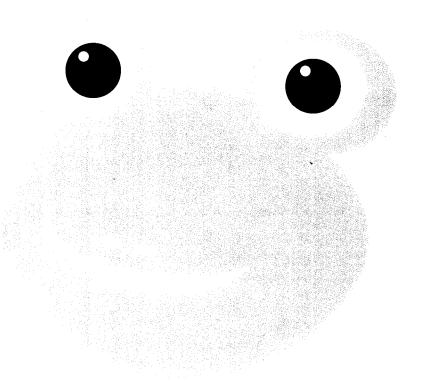
少子化対策においては、各地域の自主的な取組みが極めて重要です。

本調査結果は、各地域における自治体、企業、NPO等における活動の参考になる ものと期待しております。

なお、本調査の実施にあたり、都道府県及び政令指定都市の担当者の方には、改めてご協力に感謝いたします。

<問い合わせ先>
内閣府政策統括官(共生社会対策担当)付
少子・高齢化対策第1担当
市村・下村
版03-3581-9721

ひとつ「働き方」を変えてみよう!



プロリー ジーソーツ

たとえば・・・

●朝、To doリストを作ってみる

■ あなため 金筆の コエル・フィック は何ですかり ■

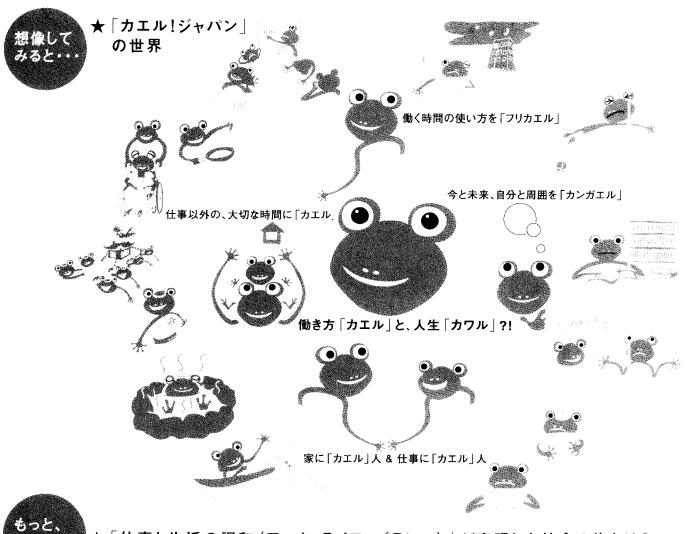
- ▶仕事の優先順位が見える!
- ◆会議はみんなで1時間と決めてみる→議題を進めるためムダ話が減る!
- ●明日の分の1時間を今日やってみる ▶明日に余裕が生まれる!

「仕事と生活の調和 | (ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて

平成19年12月18日に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。この「憲章」と「指針」を 一人でも多くの方に理解していただき、今後の取組に参加していただくために、各企業・働く人たち・国・地方公共団体が協力して取り組む「国民運動」を推進することとしました。このマークやキャッチフレーズとともに、みなさまと思いをつなぐ輪を広げてゆきたいと考えています。さあ、あなたもできることからひとつ、働き方を変えてみませんか?

www8.cao.go.jp/wlb/

「仕事と生活の調和(ワーク·ライフ·バランス) が実現した社会を考えてみよう!

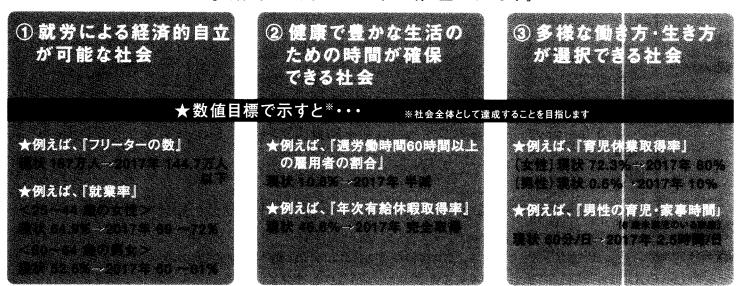


★「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が実現した社会の姿とは?

(「仕事と生活の調和憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」から)

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、 家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて 多様な生き方が選択・実現できる社会です

「具体的には、下の3つの柱で成り立っています」



あなたの、企業の、「カエル!ジャパン」は何ですか?

さあ、みんなで、「カエル!ジャパン」の世界を広げていきましょう! www8.cao.go.jp/wlb/(憲章&指針の紹介も、こちらから) 内閣府 仕事と生活の調和推進室

素案

※現時点において厚生労働省において検討している案であり、今後変更がありうるものである。

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、 また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

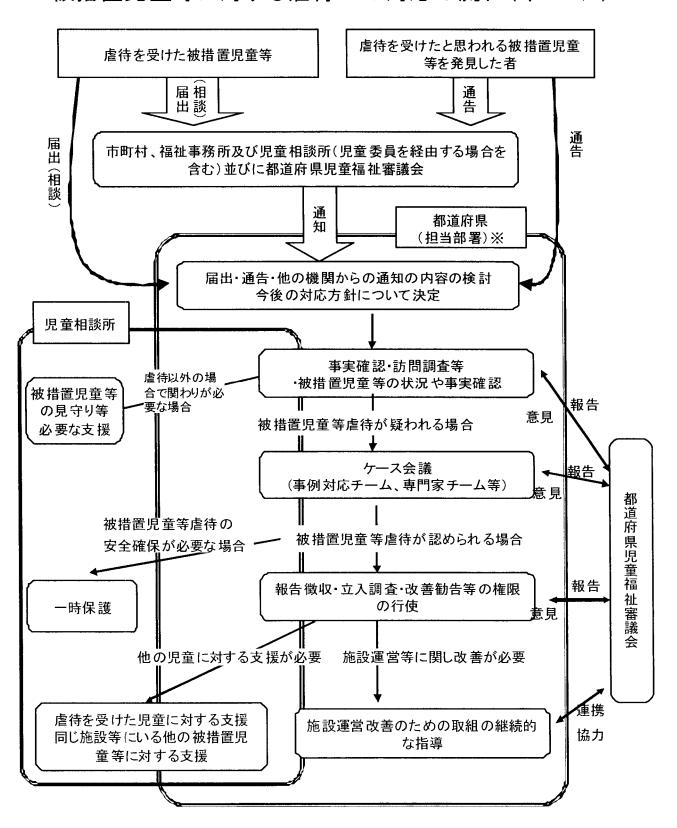
目次

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

被指直児童に対する虐待への対応の流れ(イメーン) ····································	• 1
1. 被措置児童虐待防止の趣旨	. 2
 2. 基本的な視点 1)虐待を予防するための取組 2)被措置児童等が意思を表明できる仕組み 3)施設における組織運営体制の整備 4)発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援 	· 4
3. 留意点 1)被措置児童等の安全確保の優先・迅速な対応 2)都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	· 7
Ⅱ 被措置児童等虐待に対する対応	
1. 被措置児童等虐待とは	. 9
2. 児童虐待防止法との関係	. 10

3	. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	1 1
	1) 通告等受理及び通告等への対応を行う機関	
	2)被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
	3) 早期発見のための体制整備	
	4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備	
4	. 初期対応	13
	1) 相談・通告・届出への対応	
	ア 情報の集約・管理の仕組みの整備	
	イ 通告等の受理時に確認する事項等	
	ウ 守秘義務及び個人情報との関係等について	
	2) 通告等受理機関から都道府県(担当部署)への通知	
	3) 通告等を受理した後の都道府県(担当部署)等の対応	
	4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が	
	異なる等の場合	
		,
5	5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	17
6	5. 被措置児童等に対する支援	18
7	7. 施設等への指導等	19
8	3. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	2 3
	1)都道府県(担当部署)による都道府県児童福祉審議会への報告	
	2)都道府県児童福祉審議会による意見、調査等	
	3)都道府県児童福祉審議会の体制	
9). 被措置児童等虐待の状況の公表	2 6
7	O. 被措置児童等虐待の予防等	2 6
	1) 風通しのよい組織運営	
	2)開かれた組織運営	
	3)職員の研修、資質の向上	
	4) 子どもの意見を取り入れる仕組み等	
TTT	-4> −tr >00 1/ω	
Ш	参考資料	
	• 被措置児童等虐待通告等受理票(例) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29
	・ 資質向上のための研修の取組例	3 0

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



※各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要です。

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童虐待防止の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び適切な栄養、住居、レクリエーション、及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があり、施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、被措置児童等虐待の防止のための取組を進めることが必要です。

これらの対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立することができるために何ができるのか、そのための環境をどのように整えることが必要なのか、といった観点を持って、対策を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したところですが、各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、「子どもの権利擁護」という観点から幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが今後とも求められます。

※施設等~里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親ファミリーホーム、指定医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」におい て、

「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題 の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケア を外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されている。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんであるが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある。」

とされ、さらに、平成19年6月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児 童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)」の附則において、

「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

とされて、政府における検討事項とされました。

また、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告においては、

「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」

とされました。

(主な内容)

今回お示ししている内容では、施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項を記載しています。

- ・被措置児童等虐待とは
- 被措置児童等虐待に関する通告等
- 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、施設等は、保護を要する子どもたちの権利擁護を使命としており、施設 職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為を してはなりません。

さらに、施設職員等が虐待をしないということのみならず、事業者や施設の設置者、 里親は、事業や施設を利用する子どもの意思や立場を常に尊重することが当然求められ、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法 又は同法に基づく命令を遵守し、忠実に職務を遂行しなければなりません。

都道府県においては、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が 侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの 場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、 不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場 から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。 また、本ガイドラインでは具体的な内容には触れていませんが、都道府県における 指導監査体制を見直し、各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施 設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることが重要 になります。

被措置児童等虐待への対応については、児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、その発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。都道府県においては、こうした取組を推進することが求められます。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、親から虐待等を受けて心身に深い痛手を受けている保護された子どももおり、またそのような背景はなくとも、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえます。

負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内でアドバイスすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員等が1人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情に対して適切に解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制(苦情解決責任者、第三者委員の設置等)を確保するほか、第三者による評価を導入するなどの取り組みが必要です。

被措置児童等も学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等の関係者が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等についての研修やケーススタディを実施する、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けるなど、関係者が普段から共通の認識を持つことができるような積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- 「子どもの権利ノート」の作成、配布
- ・ 被措置児童虐待についての説明するための「しおり」などの作成、保護者や子 どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての 学習会の開催(年齢に応じた理解・周知の反復)
- 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- 「自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」 の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止(複数体制の確保)
- 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理要綱、行動機関などについて、保護者や子ども に説明する など
- * 滋賀県においては、全ての施設に対して、権利擁護委員会が年1回、施設の 自己評価に基づいて実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を行っ た後、子どもの権利の実態の評価を行うとともに、子どもの権利擁護に向けて 必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実 施されています。

虐待が起こった場合においては、可能な限り早期に発見し対応することが、最も重要です。

被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所 や里親支援機関は平素から被措置児童等の状況を適時把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から共通の認識を持つことが虐待の早期発見についても重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分の置かれた 状況をよく理解できるようにするとともに、被措置児童等の意見や意向等も含め、 自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるよ うにすることが重要です。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制 約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないか、という危惧もあり ますが、子どもの言い分をそのまま受け入れるのではなく、子どもと向き合って 客観的な視点で援助していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、自分(子ども)の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう子どもの発達に応じて学習を進めることなどが必要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子 どもの権利ノート」にはがきを添付するなど、被措置児童等が意見を述べやすい ような仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の 向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重しつつ、支援を進める必 要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等の適切な支援を行うためには、個別の職員の援助技術も必要ですが、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めるよう、相互理解や信頼関係があり、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めるほか、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネージメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた 組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措 置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設において、被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員のレベルの問題にとどまらないことが想定されるため、都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員のレベルの問題と決めてかからずに、組織運営体制に関し、必要な検証を行うことが重要です。

4) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設など複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、実際に虐待を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が 責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県 (担当部署)が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求めら れます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力 を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支 援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1)被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや 当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされ た場合には、迅速な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に 関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や 通告・届出に対応できる仕組みを整え(緊急的な一時保護体制も含め)、関係者や 住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県(担当部署)においては、担当者が1

人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出(情報提供、連絡も含む)があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県児童福祉審議会への報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応を取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、そのほかの被措置児童等についても適切な支援を行うことができるような体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど大がかりな対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組む体制の構築が求められます。

都道府県(担当部署)としては関係機関とも連携しながら実践事例の収集や蓄積、研修などの取組を通じて被措置児童虐待に対する共通認識を図るとともに、 都道府県(担当部署)内における関係機関の連携及び運用体制についてあらかじめルールを定めておくことなどが必要です。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、意識を共有している自治体の取組例等>

- 事件、事故 ~埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- 被措置児童虐待 ~大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

Ⅱ 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

本ガイドラインにおける「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。

- 施設職員等とは、以下の①~⑤をいいます。
 - ①里親若しくはその同居人
 - ②乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
 - ③里親ファミリーホームの管理者その他の従事者
 - ④指定医療機関の管理者その他の従業者
 - ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者
- 被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。
 - ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - 里親
 - ・乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
 - 里親ファミリーホーム
 - 指定医療機関
 - ※なお、自立生活援助事業(自立援助ホーム)や母子生活支援施設については、本ガイドラインの対象施設には含んでいませんが、対象施設と同様の対応が望まれます。
 - ②以下の施設等に保護(委託)された児童
 - ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
 - ・第33条第1項若しくは第2項の規定により一時保護委託を受けた者
- 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。
 - ① 身体的虐待
 - ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。
 - ② 性的虐待
 - ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。

- 性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフティーの被写体などを強要する。

などの行為を指します。

- ③ ネグレクト
 - ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔 な環境の中で生活をさせるなど。
 - ・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理 的虐待を放置する。
 - ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する。
 - ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授 乳や食事介助を行う。

といった行為を指します。

- ④ 心理的虐待
 - ・ことばによる脅かし、脅迫など。
 - ・被措置児童等を無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
 - ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う。
 - ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動など。
 - ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする。
 - ・子どもを特定の場所に閉じ込め隔離する。
 - ・感情のままに大声で指示したり、叱責したりする。

などの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設職員として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一 定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待ではありませんが、本ガイドラインの被措置児童等虐待に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待

防止法に規定する児童虐待であるとともに、被措置児童虐待に該当することになります。

里親や施設長による虐待については、行政が措置した子どもについて措置や委託中もその養育の質の向上・子どもの権利擁護を図るという観点から、第一義的には、被措置児童等虐待に対する種々の対策を講じる必要があります。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・捜索等の対応も行うことが可能です。

3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、1)の①の通告受理機関へ通告します。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」(政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。)は、都道府県((担当部署)に通知します。「都道府県(担当部署)」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出ます。

これらの詳細や通告の前段階としての取り組みなどについては、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがることがあるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

- 1) 通告等受理及び通告等への対応を行う機関
 - ①発見者からの通告等受理機関
 - ・都道府県の設置する福祉事務所
 - 児童相談所
 - ・都道府県(担当部署)(あらかじめ都道府県において定めること)
 - · 都道府県児童福祉審議会
 - 市町村

(なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。)

- ②被措置児童等からの届出受理機関
 - 児童相談所
 - ·都道府県(担当部局)
 - · 都道府県児童福祉審議会
- ③通告等への対応を行う機関
 - ・都道府県(担当部署)は、発見者からの通告、通告等受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査、児童福祉審議会への報告、同審議会から

の意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。

- ・ 都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県知事への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県(担当部署)への通知を 行うとともに、都道府県の求めに応じ、被措置児童の調査や子どもの安全確保、 施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。

2)被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県(担当部署)、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用し、被措置児童等の相談先の電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出をしやすくする(子どもがはがきを自由に手にとることができるよう工夫が必要です)
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で通告・届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する 等により、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える 必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、十分な周知・広報を行います。

具体的には、発見した場合に通告先となる機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告先となる機関は、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)などとよく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県においては、通告や届出の窓口の周知を図るとともに、早期発見・早期 対応を図るため、虐待が起こる前から連携体制や虐待対応の体制を整え、関係者の 間で被虐待児童等も地域の子どもと同様地域で見守るという共通認識をつくってお く必要があります。

都道府県(担当部署)や児童相談所では、定期的に関係者が集まる場(例えば、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会))などで、被措置児童等の状況について被措置児童等虐待の防止の観点からも意識を共有できるように働

きかけ、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができる体制としておく ことが必要です。

また、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要です。

具体的にはあらかじめそれぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを 定め、これに基づき具体的な事例を想定した場合にどのような対応になるのか等の シミュレーションをしておくことが考えられます。

<資質向上のための研修の取組例>

- 都道府県社会福祉協議会や施設協議会で実施されている研修等の取組例

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待についての通告先、届出先のひと つとして役割を担うととともに、同審議会が受理した通告や届出については、都道 府県知事へ速やかに通知する体制とします。また、都道府県知事は、被措置児童等 虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会 へ報告します。

被措置児童等虐待に対応するための、都道府県児童福祉審議会の体制(都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童の措置を決定する部会の審議事項を増加させるのか等)については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理や都道府県知事からの報告などを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は8. を参照

4. 初期対応

1)相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県(担当部署)において、通告や届出の 受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルー ルを定め、通告や届出がされた事案に係る者の情報から個別ケースへの対応の内 容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じることとなるのは都道府県(担当部署)であるので、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県(担当部署)へ必要な事項を連絡することができるよう、通告や届出があった際に何を把握す

る必要があるのか、通告等受理機関は、都道府県(担当部署)の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等について本ガイドラインを参考に各都道府県(担当部署)においてあらかじめ定め、すべての受理機関が認識を共有できるようにすることが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告等受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないか等の不安を抱いている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のことのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握でき、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話があるケースもあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも 気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限 り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などに は、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保さ れるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の 内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める 構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合もありますので、匿名による通告 や届出、情報提供や連絡であっても内容を聴く必要があります。

(通告等受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、これに基づいて虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票については、「被措置児童等虐待通告等受理票」を例示しています(Ⅲ参考資料参照)。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告の受理の際に最低限確認 すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- 被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等) 特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況に ついては、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出先の機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- 被措置児童等に協力してもらえる人がいるか。
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談、通告の受理の際の確認事項と同じ事項について把握します。

(児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合には、児童相談所へ来所することや、来所できない場合には、被措置児童等の居所に出向くことを伝えるとともに、被措置児童等の意思を尊重して対応することを伝えます。届出の際には、子どもに二次被害(職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないよう、配慮することが必要です。手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。その際、届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況や緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。一時保護を行う必要があると判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について被措置児童等が理解で

きるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係等について (検討中)

2) 通告等受理機関から都道府県(担当部署)への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村 (児童委員を介して通告等がされた場合を含む。)に通告や届出があり、都道府県に よる事実確認等の必要があると認めるときは、通告受理機関は速やかに都道府県(担 当部署)に通知する必要があります。

このため、通告等受理機関は、都道府県(担当部署)が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。都道府県(担当部署)は、通告等受理機関からの通知を速やかに受けることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出先機関は、児童相談所、都道府県(担当部署)、都道府県児童福祉審議会となりますが、仮に、市町村等に相談があった場合には、被措置児童以外の者から通告された場合と同様に速やかに都道府県(担当部署)へ連絡する必要があります。

さらに、通告者が虐待されている児童を「被措置児童等」として認識せずに通告し、通告等受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県(担当部署)へ連絡し、被措置児童虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の都道府県(担当部署)等の対応

都道府県(担当部署)においては、通告、届出、通知を受けた場合には、速やか に担当部署の管理職(又はそれに準ずる者)等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県(担当部署)へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県(担当部署)においては、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなどの体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある

被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合(例:A県の児童相談所からB県の施設に措置)や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合(例:児童相談所設置市C市(D県内)が所管する施設がD県内のE市に設置されている)があります。この場合、いずれの都道府県の通告受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県(担当部署)が行うこととし、措置等を行った都道府県の通告受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県の通告等受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県(担当部署)に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告は届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道府県が異なる場合は、通告や届出への最終的な対応は、里親認定を行った都道府県(担当部署)が行います。当該都道府県(担当部署)においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認等や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県(担当部署)が行った後、措置変更等の必要な場合には、措置を行った都道府県と連携を図りながら、対応することとします。

5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県(担当部署) と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措 置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組むこととします。(都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど)

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要性となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職(嘱託医、保健師等)が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性を担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で 調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

(調査手法の例)

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設長、施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- 被措置児童等の居室等の生活環境の確認

(把握が必要な情報の例)

- ・被措置児童等の状況(被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等)
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応 (医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況)
- 被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況(被措置児童等の措置等を行った都道府県が 異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察)
- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りに際しては、二次被害(調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと)が生じないよう、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県(担当部署) と児童相談所において方針を検討します。

なお、被措置児童等に対する支援や施設等への指導等の事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

6. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県(担当部署)は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの

意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- 必要な場合には当該児童や他の児童の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が 必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア 等

特に、すぐに保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等などの措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要性について確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等も大きいことから、継続した支援を行う体制が必要になることが 多いと考えられます。

さらに、都道府県(担当部署)は、被措置児童等への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

7. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県(担当部署)は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の 観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組(施設における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等)

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設等の場合は、引き続き入所する被措置児童等に対する影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を法人として立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県(担当部局)としても人選などについて協力・

アドバイスしたり、委員会の議論をフォローすること等が考えられます。

また、施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人としても、実際 に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対 する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえたて行う必要があります。

これらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、当該施設等や法人のケアのあり方や運営のあり方等について、具体的な見直しの進捗状況を継続して見守る必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、実際にどのように改善されたか等について確認することが必要です。

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県(担当部署)が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく、告訴、告発を行うことが必要です。

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告(届出)	〇施設に入所している3名の児童(小学生男児1名、女児2名)が ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番
	号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が
	届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認(調査)	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所
	児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。
	○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保
	育士3名がたたく、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあっ
	た児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。
	〇県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調
	査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為
	について事実を認めた。
被措置児童等に	〇最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くな
対する支援	り、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケ
}	アを開始した。
児童福祉審議会へ	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起
の報告・意見聴取	きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向
	けての提言を受けた。
都道府県による	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に
指導	向けての取り組みを実施するよう指導
	・法人に対し改善勧告
	・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等について
	の助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県
	からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。
	・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者
	も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設
	長及び職員の処分を決定
	・施設運営についての改善計画書の作成、提出
	・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化
	・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。
-	・県児童福祉課による施設の改善状況の確認
	・児童相談所による被措置児童の経過観察及び心理ケア
	○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認
	Comment of the commen

②職員による性的虐待の事案の対応例

と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	サツ尹朱ツ州心 ヴ						
発見・通告(届出)	〇被害児童(中2女児)が中学校の教員に施設の男性職員から性的						
	虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。						
事実確認(調査)	〇児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。						
	〇県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている						
	学校で事実確認を実施。						
	〇児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要さ						
	れていることが判明。						
	〇女児は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくない						
	と訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。						
	〇県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示						
	するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについ						
	ての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は						
	否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突き						
	つけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童へ						
	の被害については確認されなかった。						
被措置児童等に	○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認						
対する支援	するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケ						
	アを実施。						
	〇被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴し、後日男性職員強						
	制わいせつ罪で逮捕された。						
	〇他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認す						
	るとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を						
	行った。						
児童福祉審議会へ	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が						
の報告・意見聴取	起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改						
	向けての提言を受けた。						
都道府県による	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組み						
指導	を実施するよう指導(管理導体制の改善)						
	・法人に対し改善勧告						
施設の対応	〇法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導によ						
	り、以下の対応や取り組みを実施。						
	・当該職員の処分(懲戒免職)						
	・施設運営についての改善計画書の作成、提出						
フォロー	〇県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。						
	・県児童福祉課による施設の改善状況の確認						
İ							
	・児童相談所による被措置児童の経過観察及び心理ケア						

8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県(担当部署)による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を 講じた場合には、都道府県(担当部署)は、以下の事項について都道府県児童福祉 審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報 (名称、所在地、施設種別等)
- ②被措置児童等虐待を受けていた児童の状況 (性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況)
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容 これらの報告については、1ヶ月~2ヶ月に1回程度定期的に実施するほか、重 大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告す ることが必要です。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます。被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるより的確な対応が可能となります。

都道府県(担当部署)においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合や、施設等が調査に拒否的な場合など専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合について、都道府県児童福祉審議会の意見をよく踏まえながら調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から 意見の聴取や資料の提供を求めます。

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決 と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積 極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割が想定されます。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会に おいて被措置児童等虐待についても審議する
- ③②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置くなどいくつかの方式が考えられますが、それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件について権限の範囲内で対応し、事後報告、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

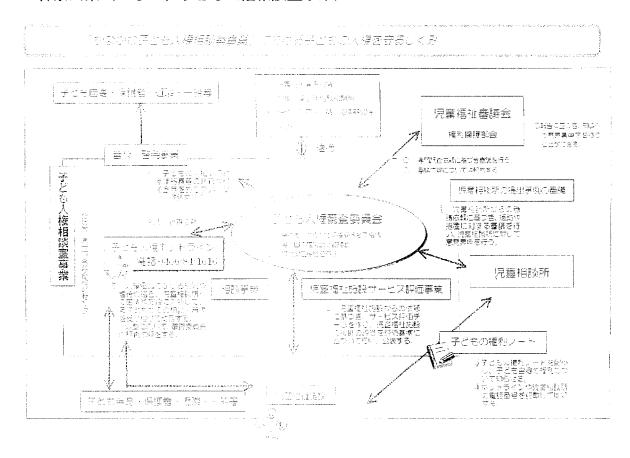
なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を利用することで委員がすぐにその内容を確認するなどの対応も有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出等もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局(又はその委嘱を受けた者、代理者)という第三者の立場で対応することが求められます。

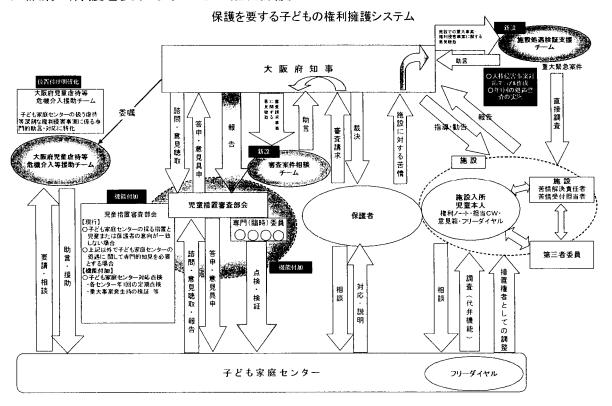
このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出等が行われた場合には、 事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力 を求めることが考えられます。

<第三者機関・児童福祉審議会の実践例>

・神奈川県(かながわ子ども人権相談室事業)



・大阪府(保護を要する子どもの権利擁護システム)



9. 被措置児童等虐待の状況の公表

(検討中)

10. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も、再発防止を図るためには、以下のような取組が施設で進められるよう都道府県として常に配慮することが必要と考えられます。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で 臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケア体制を考える際に、様々な職種がチームとなって 1 人の子 どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直 しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うこと とします。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設が組織として子どもに対して質の高い支援を行うことができるよう施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育の実践、評価、改善を図るなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

また、都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価 や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員 (スーパーバイザー) のそれぞれに伝わる仕組みを作ることや、それぞれで検討した改善事項について各関係者が共通認識をもち、取り組むなど、それぞれの仕組みが連携できるものとする

ことが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員の個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性 化するための研修や施設での組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。 このほか、職員の支援技術向上のための研修を実施することが必要です。また、 特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員(スーパーバイザー) が指導することや自立支援計画のマネージメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

一時保護や、入所措置の際には、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活 についての理解を深めるようにする
- ・定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
- 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる 等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託時や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、子どもが自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと、守るべきルールなどについては、子どもがよく理解できるように説明することが必要であり、これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習に関する職員等の研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催(再掲)
- ・「自治会」等の開催を通じた被措置児童による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり(再掲)

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども(例:乳児・重度の障害児)もいることから、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがよりいっそう望まれます。

被措置児童等虐待通告等受理票 (例)

受付日時	平成 年	月 日	午前・午	後 時	分		受理者		
通告内容									
虐待の種類	1 身体的虐待	2 性的	的虐待 3	・ ネグ!	ンクト(養	育の怠慢・	放棄) 4	心理的虐	待
通告の内容及び									
子どもについ	7								
氏 名			男・女	年齢	歳	生年月日	平成	年 月	日
学校等	保育所・幼稚園・()学校・その他 学 年								
施設等名称									
施設等住所									
施設等代表者								-	
虐待者につい	7								
氏 名			男・女	年齢	歳	· -			
児童との関係									
通告者につい	7								
氏 名			男・女	児童と	∶の関係		,		
匿名希望	あり・なし	所属				連絡先			

児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく一部支給停止措置 及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について

本年4月から実施されております児童扶養手当法第13条の2の規定に基づく 一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務につきましては、 種々ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

8月定時支払い分については、既に所要の支払い事務を進められているところと思いますが、今後ともこれまでに通知等でお示ししている事項について適切な対応をお願いいたします。特に下記についてご留意をいただくとともに、管内市町村に対しても周知徹底をお願いします。

なお、本年8月定時支払い分に関し、一部支給停止措置の対象となった件数等 について今後状況把握を行う予定ですので、その際にはご協力をよろしくお願い いたします。

記

- 1. 一部支給停止措置が適用された受給資格者に対する対応について
 - 一部支給停止措置適用後、当該受給資格者から一部支給停止した期間に係る 求職活動等を証明する関係書類の提出があった場合には、速やかに該当月につ いて一部支給停止措置の決定を取り消し、当該定時支払月に支払うべきであっ た支給額との差額を随時支払うこと。
- 2. 連絡が取れない受給資格者への対応について

平成 20 年 3 月 31 日雇児福発第 0331001 号家庭福祉課長通知 I の 4 の (3) により、当該受給資格者の状況把握に努めることとし、必要な支援等を行わないまま、提出期限が到来したことのみをもって一部支給停止措置の適用は行わないこととしているところである。したがって、今後提出期限が来る受給資格者に対しても連絡は郵送のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなどにより本人との連絡にご尽力いただき、必要な指導等を行うこと。この点に関し、8 月の現況届を制度の事前周知の機会として十分に活用すること。

「厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 扶養手当係 各 都道府県 民生主管部(局)長 殿

厚 生 労 働 省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

児童扶養手当一部支給停止措置適用除外に係る事務について

児童扶養手当法に基づく一部支給停止措置適用除外に係る事務については、種々ご 尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

同事務に関しては、適用除外事由に該当する受給資格者が手続未了等により一部支給停止となることがないよう、関係書類の提出も来庁もなく、連絡が取れない受給資格者については、郵送による連絡のみではなく、電話等による連絡や母子自立支援員等の協力を得るなど、本人との連絡にご尽力いただくよう、これまでにお願いしているところです。

8月の定時払までの日数もわずかとなりましたが、未だ連絡が取れていない受給資格者がいる場合、当該受給資格者の中には、手続について認識していない方がいることが懸念されています。適用除外事由に該当しているにもかかわらず、手続を認識していないために一部支給停止となる方が、生じることのないよう、最後まで、ご尽力をいただくようお願いします。

具体的には、電話等による連絡等のほか、母子自立支援員や生活保護のケースワーカーなど関係部署とも連携を図りながら、受給資格者の自宅を訪問する等あらゆる手段を尽くして、本人との連絡を取り、手続についての支援を徹底するよう、最大限のご尽力をお願いします。

その上で、本人との連絡が取れ、一部支給停止措置適用除外事由に該当すると認められた場合には、一部支給停止とならないよう適切な事務処理をお願いします。本人との連絡が取れ、一部支給停止適用除外事由に該当することが認められた時点で、8月の定時払の振込等に係る事務処理が終了していた場合でも、速やかに随時払で対応することやその支給時期について、受給資格者が理解しやすいように丁寧に説明するなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を徹底するようお願いします。

以上、特段の御配意をお願いするとともに、都道府県においては、管内市(指定都市、中核市及び特別区を含む。)町村に速やかに周知方お願いします。

〇 児童福祉施設の整備等について

雇用均等・児童家庭局総務課

1 内示事業の早期契約について

- 2 児童福祉施設の耐震化対策について
 - ・耐震化調査の実施
 - ・次世代育成支援対策施設整備交付金の追加協議
- 3 児童福祉施設等における事故の防止について